



府本部臨職評ニュース

発行：自治労京都府本部臨時・非常勤等職員評議会
連絡先：京都市中京区丸太町通烏丸西入北側 NHK ビル2F
TEL:075-252-5932 E-mail:jichiro@jichiro-kyoto.gr.jp

2023年
7月号

会計年度任用職員の みなさん！

会計年度任用職員に 勤勉手当支給を可能とする 地方自治法改正法案が可決・成立しました

2023年5月8日公布 / 2024年4月1日施行

会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする地方自治法の改正案は、4月14日衆議院総務委員会で可決、その後、4月26日に参議院本会議で可決・成立しました。

成立前の4月25日には参議院総務委員会にて審議され、自治労組織内議員の岸まきこ参議院議員が質疑を行い、採決が行われ賛成多数で可決されました。

今後、各自治体で勤勉手当を支給できるようにするためには、各自治体での条例化が必要となります。自治労の組合は、全国の自治体単組と連携して、遅くとも12月議会での条例化をめざしています。

各自治体での条例化で
一時金に勤勉手当が
プラスできるよう
になります

自治労京都府本部 人事院勧告および会計年度任用 職員の処遇改善に向けた学習会 開催決定！

- ◆日時：8月8日（火）18：30～
- ◆場所：キャンパスプラザ京都
第4講義室
※各線京都駅徒歩5分
- ◆内容：「人事院勧告および会計年度任用
職員の処遇改善に向けた取り組み」
講師：自治労本部・森本正宏総合労
働局長

多数ご参加ください！

ただし…、条例化をはじめ、 会計年度任用職員の処遇改善のためには みなさんの「声」が必要です

2024年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できることとなり、今後は各自治体での条例化が必要となります。

すべての単組で常勤職員と同月数の勤勉手当支給をめざすとともに、条例改正を機にいまだ残っている不適切な運用をあらため「同一労働・同一賃金」の実現をしなければなりません。

今回の改正を最大のチャンスととらえて、処遇改善をめざすためにはみなさんの声が必要です。あなたの働く自治体には「自治労」の組合があります。ぜひ、組合に加入して、みなさんの声を聞かせてください。

お問い合わせ先

- 自治労京都府本部 臨時・非常勤等職員協議会
TEL：075-252-5932/E-mail：soudan@jichiro-kyoto.gr.jp
または、
- あなたの職場の「自治労」の組合まで





会計年度任用職員制度には課題がいっぱい！ 同一労働同一賃金を実現しよう

○例えば…所得税・社会保険料の扶養のライン

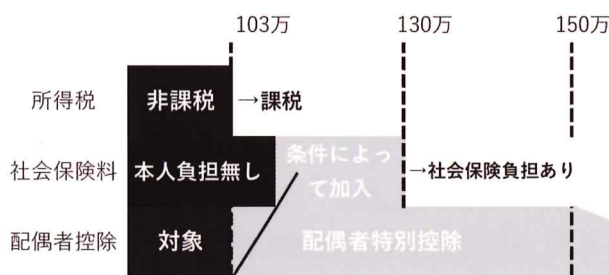
今年度の人事院勧告は民間春闘の状況を踏まえると増額改定が予想されます。しかし、改定によって年収が増えることで、被扶養配偶者の範囲内で働いている方が、被扶養者から外れてしまうことも想定されます。

現在の税制・社会保障制度のもとでは、扶養範囲内で収めようとする場合、就業調整を行う必要がでてきます。自治労では、**就業調整を行う場合には、本人の希望を前提とすることを基本**とし、当局に対して、働き方の意向調査や、人勧の結果を踏まえ、早めの時期からの就業調整を求めるとともに、就業調整を行う職員がいる職場においては、あらかじめ就業計画を作成し、職場全体でのフォローの体制や次年度以降も見据え、必要に応じた人員配置を求めています。

各自治体の組合では、人事院勧告のプラス改定の方向性が見えた段階で、会計年度任用職員に対して、改めて、勤勉手当支給も含めた制度内容、給与改定にあたっての課題（扶養から外れるケースがあること等）や処遇改善の必要性の説明を行う中で、組合加入を見据えた取り組みを実施します。

現在の税制・社会保障制度が、女性を専業主婦または家計補助的な働き方にとどめる一因や、労働分野における女性活躍の阻害要因になっていますが、短時間労働者への社会保険の適用拡大による第3号被保険者制度の縮小の流れからも、将来的には第3号被保険者制度の廃止も含めた働き方に中立的な税制・社会保障制度が検討されていくものと思われます。**将来的な制度改正も見据えつつ、扶養のラインを超えても不利益にならないよう、さらなる処遇改善を求めています。**

○所得税・社会保険料の扶養のライン



現行の公務員共済・厚生年金加入要件は下記の3点。これにあてはまる人はすでに社会保険の扶養の範囲からは外れています。

- ・週の所定労働時間が20時間以上あること
- ・賃金の月額が8.8万円以上であること
- ・2ヶ月を超える雇用見込がある

そもそも労働組合って何なん？



●どんな組織なの？

みんなで協力して、労働条件や職場環境を改善していく組織です。

例えば、『給料が低い、持ち帰り残業が多い、休暇制度が不十分』などの問題解決に向けて活動しています。

京都府内には京都市や八幡市、福知山市役所をはじめ、宇治市の学童保育や京都市の学校給食の職場等にも自治労の「労働組合」があります。

●どんな活動をしているの？

- ①組合員の生活と権利を守る。
- ②やりがいのある仕事ができるように話し合ったり、考える場を提供したりする。
- ③働くものの声を社会全体に反映させるための、影響力を持つ。
- ④助け合いの組織として自主的な福祉事業やサービス事業を行う。

仲間づくりの重要性

- 会計年度任用職員しか配置されていない職場がある
- ↓
- 職場に組合員がいなければ職場の課題が把握できない
- ↓
- 会計年度任用職員（当事者）は声をあげることができない
- ↓
- 組合員がいない職場だから問題が起きても放置される？
- ↓
- 声をあげるために組合に入ろう

…つまり、労働組合とは、『助け合い』の組織。

あなたの職場の「自治労」の組合に、ぜひ加入の検討をお願いします。